

文部科学省告示第百三十九号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

題名中「専門士」の下に「及び高度専門士」を加える。

第一条中「専門士」の下に「又は高度専門士」を加える。

第二条中「専門課程」の下に「（次条において「専修学校専門課程」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 次条の規定により認められた課程でないこと。

第三条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「又は」の下に「第二条各号若しくは」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（高度専門士の称号）

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 修業年限が四年以上であること。

- 二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

改 正 案

現 行

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。

第一条 この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。

（専門士の称号）

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項に規定する専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。
- 三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- 四 次条の規定により認められた課程でないこと。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。
- 三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

（高度専門士の称号）

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

（新設）

- 一 修業年限が四年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(告示)

第四条 文部科学大臣は、前二条の規定により認められた課程を官報で告示する。課程の名称に変更のあつたときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により告示した課程について、廃止されたとき又は前二条各号若しくは前条各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認められたときは、その旨を官報で告示する。

(告示)

第三条 文部科学大臣は、前条の規定により認められた課程を官報で告示する。課程の名称に変更のあつたときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により告示した課程について、廃止されたとき又は前条各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認められたときは、その旨を官報で告示する。